

明治初期の徴士制について

馬 場 義 弘

目次

問題の所在

一 徴士制の変遷

1 三職会議と徴士

2 八局制と徴士

3 政体書と徴士

二 徴士制の廃止

1 徴士制の限界

2 版籍奉還論と君臣関係

3 徴士制の廃止

結論と展望

問題の所在

一八五三年のペリー来航を契機に、日本は欧米を中核とする資本主義的世界経済のなかに辺境として組み込まれようとしていた。

ここに幕藩体制の危機を感じとった一部の封建支配者層は、幕府政治を改革して欧米列強に対抗しうる強力な政治体制を創設しようと、封建支配体制の再編を摸索しはじめる。この政治運動は種々の曲折を経て、やがて朝廷を統合の象徴として諸侯が会議を開催し、同時に彼らの意図する連合政府の強力な支柱として藩士層の登用をはかる上下議事院構想を生み出した⁽¹⁾。そして一八六八年の三職会議設置により、この公議政体構想は現実のものとなったのである。ところが成立後の新政府内において、近代的な統一国家形成のためには領主権力の解体をも辞さない勢力が優位に立つようになった。すなわち鳥羽伏見戦争にはじまる内乱を通じて公議政体派の構想は消滅し、太政官制のもとで専制官僚が国家機構を掌握する政治形態が成立したのである。この政治体制は封建的諸権力をすりつぶしつつ、いくどかの脱皮をくりかえしながら、明治憲法体制へと移行して行く。

本稿の目的は、こうした近代的な官僚制が、封建的な連合体である公議政体の中からいかにして形成されたのかという問題を念頭に置いて、その出発点となった徴士制について考察することにある。

明治政府は個別領有制の基礎の上に立って誕生したが、一方で王政を宣言している。しかし王政を支えるに十分な人的資源を朝廷は持っていなかった。そこで統一的な国家機構の支柱となるべき官吏の登用にさいして、新政府は独特の方法を用いることになった。すなわち徴士の制度により、本来朝臣ではない者を官吏として登用したのである。しかも多くの場合には諸藩の藩士から調達し、朝臣に準ずるものとして中央政府の官吏にした。

この徴士制については、従来から①身分制を打破する人材登用の制度であること、②しかし藩と朝廷という帰属対象の二重化という問題が存在したこと、③結局はこの制度によって中央政府の官僚が生成されたこと、などが指摘されてきた⁽²⁾。

近年では、徴士制についてのまとまった論稿に佐々木克、松尾正人両氏のものがある。⁽³⁾ 佐々木氏は徴士が朝臣扱いにされた点を強調している。徴士制は「藩士から朝臣へと脱皮」するための制度であり、また薩長両藩以外の諸藩からも人材を集めようとする意図があった。つまり「薩長両藩の政府に仕えているのだ」という意識を緩和させる役割⁽⁴⁾を持つていたと指摘している。そして彼らは「藩士身分のまま……かつ藩権力を侵蝕する運動論を基調とする維新政権の官僚であるという重層身分であった⁽⁵⁾」としている。

松尾氏も徴士制を日本近代官僚制の端緒としてとらえており、とりわけ任用をめぐる諸問題あるいは階統制などについて検討を加えている。

しかしこれまで徴士制の変遷過程について、その時々々の官制改革と関連づけて取り上げられることはあまりなかった。そのため徴士制のもつ歴史的意味のみならず、制度上の事実関係でさえ必ずしも明確に把握されてきたとはいえない。そこで本稿では、まず明治初期に頻繁に行なわれた官制改革の意味をたどりながら、そこに徴士制の変遷を讀みとることからはじめる。過渡期の制度変遷を明らかにすることは、集権化の過程を理解するうえでの一助になるであろう。

次に徴士制の限界について論じる。すなわち徴士制を基盤とする官吏制度では、近代的な統治機構の支柱とはなれないことを具体例を上げて述べる。そして最後に徴士制廃止の経過と意味とを検討する。

以上の考察により、明治初期において徴士制が果たした政治史的な役割が明らかにされるであろう。

(1) 政権構想の内容変遷については、『国史大辞典』吉川弘文館、一九八五年、「公議政体論」の項にくわしい。

(2) この時期の官僚制について考察したものに、田中惣五郎『近代日本官僚史』東洋経済新報社、一九四一年、遠山茂樹「有

司專制の成立」(堀江英一『自由民権期の研究』一、有斐閣、一九五九年)、坂田吉雄「明治の官僚」(『人文学報』第二四号)、高橋康昌「明治初期官僚制の成立」(『歴史教育』第一五卷第一号)、越智昇「明治初期行政官僚の性格」(『思想』第四八七号)、吉井蒼生夫「中央権力機構の形成」(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社、一九八一年)、三上昭美「天皇制統治機構の形成——太政官制度の変遷と内閣制度の創設——」(内閣記録局編『法規分類大全』官職門一三解題、原書房、一九八一年、覆刻原本一八九二年)、毛利敏彦「明治初期政府官僚の出身地——明治七年官員録の統計的分析——」(『法学雜誌』第三〇卷第三・四合併号)などがある。その他、鈴木安蔵『太政官制と内閣制』昭和刊行会、一九四四年、井上清『日本現代史・第一巻』東京大学出版部、一九五一年、原口清『戊辰戦争』塙書房、一九六三年、同『日本近代国家の形成』岩波書店、一九六八年、升味準之輔『日本政党史論』第一巻、東京大学出版会、一九六五年、石井孝『戊辰戦争論』吉川弘文館、一九八四年などでも徴士制について触れている。

(3) 佐々木克「維新政権の官僚と政治——広沢真臣について——」(『人文学報』第四七号)、同『志士と官僚』ミネルヴァ書房、一九八四年、松尾正人「維新官僚の形成と太政官制」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究』八——官僚制の形成と展開』山川出版社、一九八六年)

(4) 佐々木前掲論文、一一六頁。

(5) 同前、一一三頁。

一 徴士制の変遷

1 三職会議と徴士

明治政府は、慶応三年二月九日(一八六八・一・三)に出された王政復古の御沙汰書に基づき発足する。

……癸丑以来未曾有之国難……国威挽回ノ御基被為立候間自今撰関幕府等廃絶即今先仮ニ総裁議定参与之三職被置万機可被為行諸事……至当之公議ヲ竭シ……⁽¹⁾

明治初期の徴士制について

同志社法学 三八卷四・五号

一四九(五八五)

ここでは公議政体による支配体制の再編が謳われている。「三職人体」によれば、この三職会議は、総裁、議定、参与から構成される。総裁には有栖川宮熾仁親王⁽¹⁾が、議定には、宮二人、公卿三人、及び尾張・越前・薩摩・芸州・土佐の五藩の藩主（または隠居、世子）が就いている⁽²⁾。参与には五人の公卿⁽³⁾とともに、これらの五藩から各々三人ずつの藩士を出すことが定められた。明治政府は成立とともに、これまでは「陪臣」ゆえに政策決定にはあずかれなかつた藩士層を登用した。「未曾有之國難」という時態が、画期的な「人材登用」を「第一之御急務」⁽⁴⁾として制度の中に実現させたのである。

九日の夜、第一回目の三職会議が小御所内において開かれたが、議事の進行あるいは休息中の根回しなど会議を実際に運営していたのは、周知のごとく大久保利通や後藤象二郎などの藩士層であった。明治政府は、すでにその生誕時から決定的に重要な部分を藩士層の政治手腕に頼っていたのである⁽⁵⁾。

しかし彼らが参与に就任するのは三日後の一二日である⁽⁶⁾。九日の小御所会議においては、陪席という形式で出席していたのであった。参与として出席できなかったのは、公議政体派の上下二院制の構想にしたがったものと思われる。

薩土盟約に示されている公議政体とは、「皇国之制度法則一切之万機京師之議事堂ヨリ出ヲ要ス」としうえたで、「議事院上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至マテ正義純粹ノ者ヲ選挙シ尚且諸侯モ自ラ其職掌ニ因テ上院ノ任ニ充ツ⁽⁷⁾」というものである。諸藩の政治権力を統合する議事院は、人材登用の機能をもつと同時に、中央政府内における諸侯の特権的な地位を保証する場でもあった。

一五日になって、堂上出身の参与を「上ノ参与」、藩士出身の参与を「下ノ参与」とする分別がなされた⁽⁸⁾。「上ノ参与」は総裁・議定と共に「上ノ議事所」を構成し、「下ノ参与」は「下ノ議事所」を構成するとされた。これは土

佐藩の後藤象二郎、福岡孝弟らの上下議事院の設置建議に基づくものであった。

下ノ参与は、おのおの定められた枠内で藩から推挙することになっていた。⁽⁹⁾「三職人体」にみられる「○藩三人」というような表記方法からもわかるように、彼らは新政府内で藩を代表する存在として位置付けられていたのである。下ノ参与の任命は、⁽¹⁰⁾

一二日 越・薩・芸・土の四藩より各三人、尾藩より二人（三人目は一六日に任命）

一四日 肥後藩より二人

一八日 越前藩より一人

ここで、越前藩については合計四人となって、「三職人体」の規定した三人の原則から逸脱している。この四人目とは由利公正（当時は三岡八郎）である。

由利に対する新政府の達には、

三岡八郎

此度為徴士参与職被仰下候事

但任満帰藩の儀に而者候得共期限之処尚御取調追而御治定之上御沙汰之事⁽¹¹⁾

このとき「徴士」の称が初めてもちいられた。⁽¹²⁾そして由利は二三日に御用金穀取扱方に任ぜられる。⁽¹³⁾彼は石高一〇〇石の下級藩士出身であったが、藩財政立直しを任されるなど理財の能吏であった。理財の才を見込んで新政府が召命し、登用したという点で、明治政府による官吏任用のはしりと考えられる。しかし由利の身分は越前藩の禄^{うく}を食^はむ藩士のままである。それゆえ一定の期限がすぎれば帰藩するという条件付での登用なのであった。

明治元年一月一七日(一八六八・二・一〇)、三職の職制と分課とが定められた。「万機ヲ総裁シ一切ノ事務ヲ決」する総裁の下に事務を分けて神祇・内国・外国・海陸軍・会計・刑法・制度の七科とし、議定は各科(神祇を除く)の総督に、参与は掛(同)に任ぜられた。⁽¹⁴⁾新政府は、幕府に替る新規の統治機構を持つことになったのである。

ただし、「〇〇事務科」と呼ばれる固有の役所が設けられたのではない。各事務の担当者として、それぞれ複数の総督、掛が任命されたにすぎない。

このとき徴士制についても明記されている。

徴士 無定員

諸藩士及ヒ都鄙有才ノ者選挙拔擢参与職ニ任ス下ノ議事所ニ在リ則議事官タリ又分課ニ因テ其課ノ掛トナル者其事ヲ専務ス

選挙ノ法公議ヲ執リ拔擢セラル則徴士ト命ス在職四年ニシテ退ク広ク賢才ニ譲ルヲ要トス若其人当器尚退クヘカラサル者ハ又四年ヲ延ヘ在職八年トス衆議ニ執ルヘシ⁽¹⁵⁾

由利公正を登用したときの方法が一般化されたのである。つまり徴士参与については「公議ヲ執リ拔擢セラル」とあるように、藩からの推挙ではなく新政府内で召命を決定することになり、しかも政府機構の拡大に対応できるよう無定員とされた。また「都鄙有才ノ者」として、多くはないが藩士以外からの徴士任用も行なわれるようになった。

ただし、ほとんどの徴士は諸侯の家臣であるから、由利の場合もそうであったように在職期限が定められたのである。なお下ノ議事所の構成員として他に貢士が規定されていたが、貢士提出の御沙汰⁽¹⁶⁾は八局制定以後の二月一〇日であり、この時期には存在しない。貢士は後に公議人と改称し公議所の構成員となるが、その開局は明治二年三月で

ある。

ところで徴士参与は、議事官であるとともに分課の掛に任ぜられたが、彼らの主たる政治活動の場は掛としての方であった。明治元年一月一日（一八六八・二・四）に発生した神戸事件⁽¹⁷⁾への明治政府の対応を見ても、勅使を取り巻く藩士層（まもなく外国事務掛となる）によって敏速な処置が取られており、その結果交渉は成功をおさめている。一月一九日にこの件について三職会議が開かれたが、そこでは外政機関においてすでに決定した方針を、上ノ議事所の公卿や諸侯に追認させたにすぎない。⁽¹⁸⁾なお三職制のもとで参与となった一〇一人中、徴士参与は四八人であった。

2 八局制と徴士

明治元年二月三日（一八六八・二・二五）、三職七科の制を改め八局を設ける旨の達が出された。新設の総裁局以外、職掌は七科のものをそのまま受け継いでいる。しかし各局には独任制の長官（督）が置かれ、これまで複数の総督に分散していた機能、権限等が統合された。そしてそれを総裁局のもとに一元化したのである。ここにおいてはじめて集権的な行政制度が創設されたといえよう。

なおこの時、新政府の支柱となる薩、長、土三藩出身の徴士参与が「万機ヲ統へ一切ノ事務ヲ裁決⁽¹⁹⁾」する総裁に直結した総裁局顧問として、行政機構の中樞に位置することになった。彼らが藩論を代表する貢士ではなく徴士であったこと、そして議事所ではなく総裁事務局に集まったことは重要である。このことは、当初の公議政体構想の域を越えた集進化が権んでいることを示している。

局の創設とともに徴士の規定も変更され、その意味内容が大きく変わった。

徴士 無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者公議ニ執リ拔擢セラル則徴士ト命ス参与職各局ノ判事ニ任ス又其一官ヲ命シテ参与職ニ任セサル者アリ在職四年ニシテ退ク広ク賢才ニ讓ルヲ要トス若其人当器尚退クヘカラサル者ハ又四年ヲ延テ八年トス衆議ニ執ルヘシ⁽²⁰⁾

これまで徴士が新政府に登用されるのは、下ノ議事所の議事官すなわち下ノ参与としてであった。つまり議事官が事務を分担していたのであり、上下議事院構想の範疇にあったわけである。しかし八局の創設に伴いこの原則は破られた。徴士は「議事官タリ」という規定が省かれたのである。

新人事の発令は同月一九日以降になされた。総裁局顧問、弁事、各局の判事にはこれまで通り徴士参与が任ぜられたが、しかし総裁局の史官、各局内に設けられた司の頭および助、それに各局の判事試補に任ぜられた徴士は参与ではなかった。翌三月には、はじめて給与が定められている⁽²¹⁾。

この任命に先立って「自各藩徴士被仰付候者ハ奉命即日ヨリ朝臣ト相心得勿論旧藩ニ全ク関係混合無之御趣意ニ候間此旨厚相心得可申事⁽²²⁾」とされた。つまり集権的な統治機構の創設にともない、新政府に固有の官吏が必要とされたのであるが、彼らには朝臣としての性格が付与されたのである。

こうして新政府の存立基盤であったはずの三職会議は、当初持っていた政治的な意味を実質的に失っていくのである。このような動きに対して土佐公議派の福岡孝弟は、「眼前ノ庶政ニ逐ハレ分課八局ノ官ヲ設ケ候ヨリ却テ議事ノ意ヲ失ス」と言い、「偏ヘニ公議ニ執ルノ体制ヲ立ツヘキナリ⁽²³⁾」と建白している。

ただし、八局制は三職會議を無視した存在ではない。そもそも新政府は王政復古の御沙汰書に基づいて成立しているのであり、そこでは「三職會議」が新政府の最高意志決定機関であると宣言されている。したがって各局の長官、次官に当たる官職には議定が就くことになっていたし、判事なども主に参与が任ぜられた。

しかし三月一四日(四・六)、紫宸殿においてなされた五ヶ条御誓文²⁴は、政治体制に大きな変更をもたらすものであった。その起草過程で、公議政体を標榜する福岡孝弟案が、木戸孝允によって天皇親政の綱領に修正されたことは、大久保利謙氏が指摘されている通りである。

例えば徴士制について福岡案には「徴士期限ヲ以テ賢才ニ譲ルヘシ」²⁵とあったが、御誓文では削除されている。公議政体を前提とした徴士制を、国是に掲げることを避けたのであろう。

御誓文と同時に公布された宸翰には、天皇は「徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ儉」²⁶むようなことはせず、「親ラ四方ヲ經營」²⁶するのだという天皇親政が宣言されている。これは「閩外之義ハ專御委任被遊……御親征ハ不被遊、九重ニ御垂拱被為在候共御威徳ハ四海ニ相輝可申」²⁷と考える公議政体派諸侯による天皇の位置付けとは対立するものであった。

五ヶ条御誓文によって、すなわち判物^{はんぶつ}交付のような領有権の確認という手続きによらずに天皇と諸侯との臣従関係を確立した明治政府は、閏四月二一日(六・一一)に「政体」を定めた。

3 政体書と徴士

閏四月二一日、明治政府は太政官の名で政体書を発表し、二七日に頒行した。これは五ヶ条の御誓文を官制として

具体化したものである。布告文では、

……今般御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ変更ヲ好ムニアラス従前未定之制度規律次第ニ相立候訳ニテ更ニ前後異趣ニ無之候……⁽²⁸⁾

ここでは政体書が従来からの方向に沿ったものであると強調しているが、内容をみると公議政体構想からの逸脱は進んでいる。すなわち「天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス」と規定しており、そして通貨の鑄造や外交に関する統治行為を諸藩に対して禁止し、その他の統治行為も政府の定める諸法制に抵触してはならないとした。このように政体書は藩と中央政府との関係を明確にした上で、個別の領有制が存続するという条件下ではあるが、新政府による統治権の一元化を目指したのである。

三職会議は廃止され⁽²⁹⁾、代わりに議政官が設置されてその上局に宮・諸侯・公卿が議定として集まった。これまで議定職にあった諸侯一二人は、政体書施行時には五人に削減されている⁽³⁰⁾。ただし伊達宗城が外国官知事に就いているから、新政府内に残ったのは半数である。人事面からみて新政府内における諸侯勢力の後退がうかがわれる。

制度面からみると、この傾向は顕著である。政体書は議政官である議定と、行政官である知事・副知事との兼任を禁止している⁽³¹⁾。三職八局時代においては、各局の長官・次官は議定から任ぜられたことを考えると、政体書体制下では公議機関の地位が大きく後退している。しかも議定は明治政府の「官等」⁽³²⁾によって官制に組み込まれ、「四年ヲ以テ交代ス」と規定された「諸官」の一員として位置付けられることになったのである。

さて徴士について政体書は、「藩士庶人ト雖トモ徴士ノ法ヲ設ケ尚其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ」と規定しており、徴士制を能力主義による人材登用の制度として明確に位置付けている。

なおこのとき設けられた官等について政体書は「各其職任ノ重キヲ知リ敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ」としている。官等には封建的な身分制から独立した新たな秩序を、政府内に設けようとする意図もあった。

また政体書が公布された翌日には、三等官以上の徴士に位階が授けられた⁽³³⁾。すなわち二等官の徴士九人には従四位下が、三等官の徴士九人には従五位下が宣下された。ところで二等官についていうと六人までがこれを辞退している。しかし徴士が公卿、諸侯並みの位階を官等に基づいて宣下されたということは、能力主義に基づき登用され、朝廷の権威によって組織化された徴士勢力の示威となった。

ここで徴士のなりうる二等官にあたる官職とは、参与・副知官事、知府事・二等海陸軍将である。このうち参与は議政官であり、その職掌は「掌同議定」とされている。すなわち、「掌創立政体造作法制決定機務銓衡三等官以上及明賞罰定条約宣和戦」とされており、三職時代の参与の職掌にはなかった議決権が初めて明記されている。政体書体制下で参与となった二三人中、徴士は一人であった。

もともと一等官である輔相・議定・知官事・一等海陸軍将には、親王・公卿・諸侯でなければ任ぜられなかった。このことに関してイギリスの外交官アーネスト・サトウは、「大名や公家^{ダイミョウク}たちは官制表から削除せねばならぬものだと考えざるを得ない。彼らの中で部局の長官の役にふさわしいものは、一人もいないと言ってよい。しかもそれらに任命されるのは、彼らに限られているのである。」と指摘し、「この官制は最終的なものではなく、変化すべき要素を含んでいる。」⁽³⁴⁾とその矛盾を指摘していた。

また明治政府部内においても岩倉具視は、「是レ門地ニ拘ハル、ノ余風猶ホ存スルモノニシテ制度未タ全ク其宜ヲ得ルモノト謂フ可カラス……速ニ此制度ヲ更改シ官職ハ如何ナル地位ニテモ其材アレハ何人ニテモ之ニ就カシメンコ

トヲ要ス⁽³⁵⁾」と言い、新政府の官吏任用には門閥を問うべきではないと主張している。しかし封建的な身分制が存在する社会においては、この問題は克服しえないのである。

- (1) 内閣官報局編『法令全書』（原書房、一九七四年、覆刻原本一八八七年）慶応三年、第一三。癸丑とは一八五三年のこと。
- (2) 議定―嘉彰親王、晃親王、中山忠能、嵯峨実愛、中御門経之、徳川慶勝（前藩主）、松平慶永（前藩主）、島津忠義（藩主）、浅野長勲（世子）、山内容堂（前藩主）。
- (3) 大原重徳、万里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本実梁。
- (4) 『法令全書』慶応三年、第一三。
- (5) このときの模様については、「丁卯日記」（日本史籍協会編『再夢紀事・丁卯日記』東京大学出版会、一九七四年、覆刻原本一九二二年）二六〇―二六一頁。
- (6) 太政官編纂『復古記』第一冊、内外書籍、一九三〇年、二六三頁。
- (7) 日本史籍協会編『大久保利通文書』一、東京大学出版会、一九六七年、覆刻原本一九二七年、四八二頁。なお「選挙」は、当時単に「選ぶ」の意味で用いられた。尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』文化生活研究会、一九二五年、三二六頁参照。
- (8) 『復古記』第一冊、二八九頁。
- (9) 『復古記』第一冊、二四〇頁。
- (10) 一八日までに任命された下ノ参与は次の通り。越―中根雪江、酒井十之丞、毛受洪。薩―岩下方平、西郷隆盛、大久保利通。芸―辻維岳、桜井元憲、久保田秀雄。土―後藤象二郎、神山郡廉、福岡孝弟。尾―丹羽賢、田中不二麿、田宮如雲。肥後―溝口孤雲、津田信弘。以上は、金井之恭他『校訂明治史料頭要職務補任録』柏書房、一九六七年、一九八一年再刊を参考にした。ただし、人名の表記方法を一部改めた。
- (11) 三岡丈夫編『由利公正伝』光融館、一九一六年、一三四頁。なお『復古記』第一冊、三一五―三一六頁を参照。
- (12) 三岡前掲書（一三四頁）によれば、由利が「藩籍に在るの士にして更に朝廷の参与となる、諸士或は其身の進退に惑はん、宜しく名分を明にすべし」と建議したところ「忽ち嘉納せられ、爾後参与は徴士参与と改称せしめらる」とある。
- (13) 同前、一三四頁。由利をはじめとする「開明派有司」の性格分析をしたものに、井上勝生「明治維新と後進国型変革―

1868年の政府と国家——」（『日本史研究』第二八九号）がある。

(14) 『法令全書』明治元年、第三六、三七。ただし神祇事務総督、同掛については議定、参与でない親王、祠官、官人が任命された。指原安三編『明治政史』第一編（明治文化研究会編『明治文化全集』第九卷（政史編上巻））、日本評論社、一九二八年、一九六八年第三版）二五頁参照。

(15) 『法令全書』明治元年、第三六。「下ノ議事所」の権限に関する規定はなく、またこれは実現する前に変更された。下山三郎「近代天皇制研究序説」八下（『東京経大学会誌』第八三号）三九頁参照。

(16) 『法令全書』明治元年、第八八。

(17) 神戸事件……新政府によって西宮の守備を命ぜられた岡山藩家老日置帯刀の部隊が外国兵と衝突し互いに発砲した事件。外国兵は神戸市中の居留地を軍事的に占領し、また港内停泊中の諸藩の艦船を抑留した。事件は外国兵の横暴に対する攘夷思想の発現であるが、開国和親を宣言した新政府は外国人襲撃を陳謝し、責任者の処罰を命ずることで事件を解決した。内山正熊『神戸事件』中公新書、一九八三年参照。

(18) 三上昭美「外務省設置の経緯——わが国外政機構の歴史的研究（一）——」（日本国際政治学会編『日本外交史の諸問題Ⅰ』有斐閣、一九六四年）六頁参照。

(19)(20) 『法令全書』明治元年、第七三。

(21) 内閣記録局編『明治職官沿革表』合本一、職官部上、原書房、一九七八年、二一四頁。参与職で五〇〇両となっているが、財政難のため支給は半額であった。

(22) 『法令全書』明治元年、第九二。

(23) 福岡孝弟「五ヶ条御誓文ト政体書ノ由来ニ就イテ」（国家学会『明治憲政経済史論』宗高書房、一九七四年、覆刻原本一九一九年）三四頁。

(24) 『法令全書』明治元年、第一五六。

(25) 福岡前掲、一四頁。

(26) 『法令全書』明治元年、第一五七。

(27) 『復古記』第二冊、五一二頁。

明治初期の徴士制について

- (28) 『法令全書』明治元年、第三三一。
- (29) 同前、明治元年、第三三三。
- (30) 全体数も二七人から一人に減少しているので、議定の中に占める諸侯の比率はほとんど変わらない。金井前掲書参照。
- (31) 「立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス……」（『法令全書』明治元年、第三三一）。
- (32) 官等は第九等官まで定められた。
- (33) 『復古記』第四冊、七三四―七三六頁。
- (34) F・V・ディキンズ、高梨健吉訳『パークス伝』平凡社東洋文庫、一九八四年、一〇二頁。
- (35) 多田好問編『岩倉公実記』中巻、原書房、一九六八年、六八六頁。

二 徴士制の廃止

1 徴士制の限界

徴士制は明治政府の官吏を、藩から調達する制度として機能した。しかし徴士の任用には藩という媒介を通さなければならず、必ずしも新政府の意図通りにはいかなかった。

まず、肥後藩の横井小楠が徴士に登用された例を上げる。横井は石高一五〇石の下級藩士出身であるが、一八五八年から数年間、しばしば越前藩に招かれ、由利公正と協力して殖産貿易事業を推進するなどしていた⁽¹⁾。

新政府は成立直後の慶応三年二月一八日（一八六八・一・一二）、肥後藩に対して、横井を登用するので上京させるように伝えた。ところが藩の側では当時横井の土籍を剝奪していたので、「天下之御政道を被議候参与局杯ニ被差出候而ハ何とも不都合ニ有之候⁽²⁾」と考えて断ったのである⁽³⁾。しかし翌年、八局制の制定にともない再度の召命要請があったらしく、三月五日に同藩出身の参与細川護美は岩倉具視に書を送って、横井の徴士就任は不適當であると再

び断っている。だが翌日には岩倉から、士籍剝奪の件は知ったうえでの人材登用であるから「早々可罷出候様御取計可給候⁽⁴⁾」となおも要請があった。二二日に至り肥後藩ではもうこれ以上断り続けることもできず「同人（横井のこと——馬場註）儀此節之大赦ニ而士被席返下引続徴士⁽⁵⁾」として出京させることとなった。こうして上京した横井は四月二二日、徴士参与となったのであるが、最初の召命から実に四ヶ月もかかっている。

つぎに長州藩の山尾庸三の例を上げる。山尾は慶応三年五月に井上馨、伊藤博文らとイギリスに渡航し、各種工業の隆盛を調査研究した後、明治三年に帰朝して任官する。明治政府は明治元年一二月に彼を召命している。

毛利宰相

其方家来山尾備藏御用ノ儀有之候付早々東京へ罷出候様可申付事

十二月 行政官⁽⁶⁾

ところがこれに対する長州藩側からの返事は、

今般家臣山尾庸藏儀……当節所持ノ蒸気船数艘器械造作其外取調申付……候間何卒当分ノ内御猶予奉願度……

毛利宰相中将

弁事

御中⁽⁷⁾

とあり、中央政府からの山尾召命を断っている。公文録に「御附紙」として「聞届置候事」とあるように、この時彼は徴士に登用されていない。

このように新政府の召命が藩側の思惑で抵抗あるいは拒否されることがしばしばあった。もちろん露骨に拒否する

明治初期の徴士制について

ことは新政府に対する不支持の表明となるから、主に病氣などを理由に断ることが多かった。また召命された本人自身が徴士となるのを厭う場合も多かったようである。⁽⁸⁾

徴士は「朝臣ト相心得勿論旧藩ニ全ク関係」⁽⁹⁾しないものと定められていた。けれども、本来は諸侯の家臣であって期限付で新政府に出仕している者が、このような帰属意識の転換を行うことは容易ではなかった。

長州藩出身の広沢真臣は、鳥羽伏見の戦が勃発した明治元年一月三日（一八六八・一・二七）に徴士参与となり、翌年六月の復古賞典においては木戸、大久保と同じ一八〇〇石の永世禄が認められるなど、新政府における中心人物であった。

その広沢が明治元年二月二六日（一八六八・三・一九）には、木戸と連名で「徴士御断之儀嘆願書」⁽¹⁰⁾を新政府に提出している。

……先頃京都不容易之形勢報知有之……於弊藩御用便承り候為め迄に不取敢上京申付候処其儘滞京仕候に付而は
 総而主人より承り居候用筋之義瓦解に至り候廉も不尠……徴士之義御免被仰付候様伏而奉嘆願候……⁽¹¹⁾

つまり藩の用向きで上京したにもかかわらず、このまま京都にいて新政府の仕事を続けたのでは藩主の命にそむくことになってしまうから、徴士を罷免してもらいたいとの嘆願書である。実際には徴士の罷免は無かったのであるが、広沢や木戸でさえ藩に対する帰属が朝廷に対する帰属にまさると公言していたのである。

広沢は政体書体制下で参与職にあって京都府御用掛に任ぜられていたが、明治元年九月に藩主の命により帰藩する。九月一七日（一一・一）の日記には、

於国元母病氣を以暫時御暇之儀朝廷江例之通願出候処被免之実は御国御改正向御用有之此度殿様御帰国御一同

暫時罷歸候様との事に而先達而以来輔相卿江奉願置相運候事⁽¹²⁾とある。

広沢は藩命により九月二三日、藩主の御供として歸藩し、藩制改革に従事するのである。すなわち藩からの指令には「朝廷御用之儀も有之候得共歸省中参政上席改正用掛申付⁽¹³⁾」とある。このように徴士を藩地へ呼びもどし、藩の役職につけて藩政にあたらせることは、明らかに徴士制の意図に反する。それゆえ広沢は新政府に対しては、輔相の岩倉具視に非公式の了解を得ているが、公式には歸藩は母親の病気を理由にしているのである。先に掲げた元年二月の嘆願書と比べると徴士としての建前を守ろうとはしているが、しかし藩に拘束されていることには変わりがない。公文録に次のような史料が見られる。

今般広沢兵助御用ニ付至急上京候様 御沙汰ノ旨奉畏候然処当節風疾ニ相罹リ療養中罷居候不日発途仕体無御坐候間何卒今暫ノ処御猶予奉願度……

十一月

毛利宰相中将

弁事御中⁽¹⁴⁾

文面より新政府からの上京命令があったことがわかる。それに対して、長州藩では藩主の名で広沢を病氣と偽り上京の猶予を願っている。

この年の一二月五日（一八六九・一・二七）に長州藩から広沢へ「無寸暇用向相勤改正一件都合之目途も相立不一通令苦心候段満足之到候⁽¹⁵⁾」との御沙汰があった。そして彼は一日に上京の途につく。こうして広沢は、藩政改革を

明治初期の徴士制について

同志社法学 三八巻四・五号

一六三（五九九）

一段落終えたのち再び新政府へ出仕することになる。

次に大久保利通の例を取り上げる。彼は明治政府発足の当初から参与職にあり、徴士であった。しかしその彼も明治二月一月に帰藩を請うている。一月一六日（一八六九・二・二六）に藩地より「朝廷御暇百日又ハ三十日御願申上急ニ帰国⁽¹⁶⁾」せよとの催促があったのである。藩地では前年末から相次いで帰藩している戊辰従軍の薩軍七〇〇〇が、戦勝の余勢をかって門閥打破の藩政改革を要求したため、藩主島津忠義および久光から大久保に助けを求めてきたのである。一九日付の岩倉具視宛の書簡で大久保は、「極秘非公用」として帰藩のことを内請している。

……朝廷向御暇申上候而急速帰国いたし候様寡君並大隅守ヲ申越候……国情之末益六ヶ舗成行候事歟与甚心痛之至ニ御坐候……朝廷之本体ニ拘リ且私情ヲ以論候得者累代臣子之情義難黙止是以度外ニ視る「不能殆ント進退困却茫然たる次第ニ御坐候……藩情申上切リニ徴士帰国等被仰付候而者誠ニ朝威ニ相係……甚以不堪慚愧候……」⁽¹⁷⁾

ここには徴士としての立場、すなわち藩とは「関係混合無之」とされた中央政府の官吏であるという立場と、出身藩において紛争が起こっており主君が帰藩を要請してきたという事情との板挟みにあって、自らの進退に困惑している大久保の姿がよくあらわれている。ところで大久保は藩情を黙止できない理由として、それが「朝廷之本体」にも関わるからであると言っており、しかも「臣子之情義」は「私情」であると断っている点などが注目される。あくまで朝廷を「公」と意識しているのである。二〇日には「御暇之一条從岩倉輔相卿御受合且勅使云々之御内慮も被為在候付当月中見合候様⁽¹⁸⁾」との御沙汰があった。つまり、薩摩藩へは勅使の随行員として帰藩を認めるからしばらく待とのことであった。そして二九日に勅使柳原前光を、積年勤王の労を慰めるために薩摩藩に送ることが決まり、翌日大久保が随行を命ぜられた⁽²⁰⁾。二月一三日、一年半ぶりに藩地に帰った大久保は、三月一日に鹿児島を発つまでのあ

いだ藩政改革に尽力しており、この間に藩政と家政の分離、西郷隆盛、伊地知正治等下士層の参政就任などが実現している。⁽²¹⁾ 大久保の場合も徴士としての建前だけは守られたことになる。

以上の事例から明らかのように、徴士は制度上中央政府の官吏であったにもかかわらず、現実には藩権力から自由な存在ではなかった。それは彼らが本来は諸侯の家臣であるということに起因する。封建的な主従関係が存続する限りこうした人事上の不安定は避けられず、強力な統一国家機構を担う官僚制は完成されえないのである。ここに徴士制の限界があった。

2 版籍奉還論と君臣関係

兵庫県知事伊藤博文は、明治元年末から翌年の初めにかけて数度にわたり版籍奉還の建白を行っている。

……各藩各自ニ兵権ヲ擁シ、互ニ相抗衡スルノ弊ヲ除イテ、其権ヲ悉ク朝廷ニ帰セシメ、……諸侯ヲ……公卿ト列ヲ同フセシメ、爵位ヲ進メ、俸禄ヲ賜ヒ、所謂我国ノ貴族ト為シ……上院ノ員ニ備フベシ……⁽²²⁾

いわゆる郡県論の主張である。そして「是ニ次グニ門閥ヲ論セズ人材ヲ擢用シ、其技量ニ依テ是ヲ用ヒバ、是則我全州ノ政治ヲ興隆シ、万国ト並立ノ威権ヲ保ツ基本タル也⁽²³⁾」と身分に関係ない人材登用を主張する伊藤は、「世禄ノ制ヲ以国政ヲ立ル不能⁽²⁴⁾」と言い、また職業選択の自由、移住・往來の自由を主張している。⁽²⁵⁾ 伊藤の版籍奉還論は、旧來の君臣関係の廃止をとまなうものであった。

しかしこのような主張は当時の一般の武士階級には受け入れがたいもので、長州藩においても伊藤の排斥運動が起こり、明治二月四月彼は余儀なく辞職する。

摂津県知事陸奥宗光は、三月末に岩倉具視に対し、伊藤を辞職させるべきではないとの上書を提出している。その中で彼は、「諸国より出仕罷在候徴士輩旧藩の嫌疑を不受者稀成事」であるとし、「諸国ヨリ徴セラレテ官ニ就ク者豈尽ク旧藩ノ人望ニ協洽スル者ノミナランヤ。然則チ伊藤五位ノ進退ハ衆徴士ノ進退ニ管係ス可クシテ、藩国ノ権ヲ以テ遂ニ朝典ヲ擾ルニ至ラン⁽²⁶⁾」といっている。徴士が出身藩の圧力によって罷免されるような事があっては、中央政府の支配を全国に貫徹することができないと危惧したのである。

この上書は、徴士が一般に出身藩から孤立する傾向にあったことを指摘している。また木戸孝允も「余等朝廷に奔走して不顧国（藩のこと——馬場註）之説あり或は違約の説あり⁽²⁷⁾」と述べている。中央政府に出仕している徴士は、このような状況の下で、中央政府の権力強化をはかっていたのである。

版籍奉還の実施にあたっては、諸藩が提出した版籍返上願を勅許するという形式をとった。木戸・大久保等の奔走により、明治二月一月二三日（一八六九・三・五）、まず薩・長・土・肥前の四藩主が版籍奉還願を提出して範を示すことになった。

……抑臣等居ル所ハ即チ 天子ノ土臣等牧スル所ハ即チ 天子ノ民ナリ安ゾ私ニ有スベケンヤ今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル願クハ朝廷其宜ニ処シ其与フ可キハ之ヲ与ヘ其奪フ可キハコレヲ奪ヒ凡列藩ノ封土更ニ宜シク詔命ヲ下シコレヲ改メ定ムベシ……⁽²⁸⁾

この四藩主の上書には王土王民思想に基づく版籍奉還論が展開されているが、しかし「与フ可キハ之ヲ与ヘ其奪フ可キハコレヲ奪ヒ……コレヲ改メ定ムヘシ」とあるように、朝廷による判物の再交付を期待しての版籍奉還願であった⁽²⁹⁾。

これに続いて同じ趣旨の上書が、六月までにほぼすべての藩から提出された。それらも朝廷による領有権の再確認を期待してのものがほとんどであった。つまり諸侯の意図していた版籍奉還は、決して中央政府の官吏任用について一元化をもたらしようなものではなかったのである。例えば熊本藩主細川韶邦の人材登用に関する見解には、

……府藩県ニ令シ租額十萬石ヨリ一萬石ニ至一員ヲ率トシ十萬石以上毎十萬石一員宛超群拔萃ノ人ヲ公選シ凡其人ノ姓名年資及ヒ德行文学政事ヲ始メ各其人ノ所長ヲ簿ニ概記シ春秋兩次之ヲ官ニ呈上セシメ大小官吏欠時ハ右簿中ヨリ選任ス……⁽³⁰⁾

ここに示される官吏任用の制度は、官吏調達時における中央政府の裁量を大幅に削減したものとなっている。

版籍奉還についての諸見解は、公議所における封建郡県論議のなかにも見出すことができる。明治二月三月一二日（一八六九・四・二三）の軍務官判事森有礼による建議⁽³¹⁾に基づき、版籍奉還論が実際の国家体制の問題として取り上げられ、これを契機に公議所において多くの議論がなされたのである。

「公議所日誌」には代表的な七つの議論とその賛成藩とが載録されている。⁽³²⁾ それらの議論の中で藩主・藩士の関係がどう扱われているかを検討する。

まず最初に掲げられている「御国制改正ノ議」（同議四一）では、「大凡十萬石ノ土地毎ニ一県ヲ設ケ、知県事一人ヲ置」くとしており、府県の知事については「当分ヲ限り、旧藩主並執政参政」から任ずる。君臣関係については「親王以下臣士ヲ私蓄スルヲ禁ジ」とあり、原則として旧来のものに変更を加える立場をとる。

「郡県議」（同議六一）では、藩主は「世襲ノ」知事となる。そして「藩臣ハ朝臣ト」なるけれども、「知事ノ私用ニモ、仮借シテ召仕フ事」とあり、知事による朝臣の仮借を可能にしている。また「旧領地ハ、従来ノ儘之ヲ預ケ、

知事初士庶ノ給俸……ニ供スル事」とあるから、実質的には旧来の君臣関係を温存させるものである。

「封建議」（同議四五）、「御国体封建議」（同議二一）、「国体論節略」（同議三六）などは、徳川時代の判物にあたるものを朝廷に期待している。したがって君臣関係は従来そのままである。

「御国体議」（同議六）、「奉対御国体問題四条」（同議七）などは、「数百年君臣ノ恩義」を根拠に郡県論を否定している。

以上から明らかなように公議所における議論では、旧来の君臣関係に何らかの変更を加えようとするものは半数に満たない。変更を加えるといっても、「郡県議」などは旧来の関係にある程度まで温存させるものであった。

公議所は明治政府内における藩代表的な機関であるが、しかしそこでの議論は政府の政策決定に直接拘束力をもつものではなかった。しかも大久保利通が公議所について「無用之論多ク未今日之御国体ニハ適し申ましく候」と言ったように、ここでの議論は政府執行部の意向とは相容れないことが多かったようである。

では執行部内における版籍奉還論はどのようなものであったのか。明治政府の確定案の原案と見られる、岩倉具視の「版籍返上ノ事」⁽³⁴⁾には、

……各藩ニ任スルニ知州事ヲ以シ世々其山河ヲ保有セシメテ郡県ノ意ヲ封建ノ中ニ寓スヘシ……

つまり、岩倉案は実質的には領有制を認めたものであった。また旧来の君臣関係については、「各州士人以来陪臣ノ称ヲ廢シ知州事ノ附属トス」としているが、「附属」の意味が不明確である。

ところが明治政府の確定案⁽³⁵⁾では、「当分ノ内ハ従前ノ領地ヲ守護セシメ封建ノ姿ニ郡県ノ意ヲ寓スヘシ」となっており、ここで「世々其山河ヲ保有セシメ」が「当分ノ内ハ従前ノ領地ヲ守護セシメ」に変わっていることが注目され

る。

君臣関係についても確定案では、「土地人民ハ知州事ノ私有ニ非ラサルノ旨意ヲ明カニセンコトヲ要ス」と明言しており、また「各州ノ士卒ハ陪臣ノ名称ヲ廃停シ率浜王臣タルノ本義ヲ明ニシテ知州事ノ附属トスベシ」とある。つまり確定案は岩倉案よりも徹底した郡県制を主張しており、旧来の君臣関係についても明確に否定しているのである。この変化の背景には、諸藩勢力に妥協的な岩倉案に対して木戸、伊藤などによる郡県論の強硬な主張があったとされている⁽³⁶⁾。

こうして中央政府は諸藩勢力と対抗しつつ、王土王民思想を巧妙に利用して諸侯の領主権を接収した。そしてそれは封建的な藩主・藩士関係の廃止をもたらしたのである。

3 徴士制の廃止

明治二年六月一七日（一八六九・七・二五）に版籍奉還勅許の沙汰書が出され、知藩事の任命が順次行われた。君臣関係に関しては、明治政府は特になにも表明しなかった。翌一八日に公議所議員一〇〇名が連署して、知藩事と藩士との関係について建白している。彼らは、御下問に対して一〇日に提出した知藩事任命反対の建白書が無視されたことは「今更難及是非候⁽³⁸⁾」としたうえで、「然上ハ知藩事ト改ラレ候マテニテ藩士ハ依旧陪臣ト称シ知藩事ニ隸属仕候方往々ノ禍害モ少ク朝威モ却テ相立可申⁽³⁹⁾」と、封建的主従関係の維持を主張している。二五日には質疑書を提出し、「陪隸ノ臣ヲ陞シテ朝臣トセハ忽下ヨリ上ヲ凌轢スルノ弊ヲ生⁽⁴⁰⁾」じるから「藩士ハ藩知事ニ隸属シ……藩命ニ孜々従事」すべきであると言っている。

しかし彼らの建白、質疑書等は無視され、六月二七日（八・四）に至って行政官より次のような達が出された。

……自今徴士雇士之称被廢就而ハ廟議ヲ以テ御選用相成候間此旨相達候事⁽⁴¹⁾

つまり君臣関係は制度上廃止されたのであるから、以後は徴士の称を用いないこととし、また藩士登用の際にもその藩に照会する必要はないとされたのである。すなわち官吏の任用に関して、朝廷と徴士との間に介在していた藩権力は排除され、朝廷のもとに一元化された統一国家機構の人的基礎条件がここに整ったのである。

翌七月の官制改革では復古的な「職員令」⁽⁴²⁾が制定された。それは大宝令以後の古来の官名を採用した官吏制度の再編であったが、この時初めて任用に関する身分的制限が撤廃されたのである。「職員令」における氏名の表記方法もそれ以前の「官員録」とは大きく異なり、位階を頭に置いて源平藤橘を名のっている。例えば、「従四位守藤原朝臣利通大久保」、「従五位守越智宿禰博文伊藤」といった具合である。⁽⁴³⁾これは朝臣への轉身によって身分が確立したことを誇示したものである。この太政官制の復活は、当時の政治課題であった中央官制の一元化が、朝廷を正当性の根拠とすることによって達成されたことを如実に物語っている。

(1) しかし一八六三年に帰国したとき、肥後藩は彼の知行を奪った。前年の二月、江戸で同藩江戸留守役吉田平之助らと酒宴中、刺客に襲われた際に駆けて逃げたのが士道忘却であるとの理由であった。（松浦玲『横井小楠』朝日新聞社、一九七六年、二三〇頁）。

(2) 『改訂肥後藩国事史料』巻七、国書刊行会、一九七四年、七一八頁。

(3) 本人は上京のために「内々用意」していたという。（日本史籍協会編『横井小楠関係史料』二、東京大学出版会、一九七七年、覆刻原本一九三八年、五一六頁）。

(4) 『改訂肥後藩国事史料』巻八、国書刊行会、一九七四年、二五五頁。

(5) 同前、巻八、三四五頁。

- (6)(7) 国立公文書館所蔵「公文録」諸侯之部、毛利山口二。
- (8) 「山田十郎轟木武兵衛召之事……病氣其外可然仮言ヲ以御断被仰上度一同話合申候……」(『改訂肥後藩国事史料』卷八、三四五頁)。また、「朝廷へ出仕スレバ、二君ニ奉仕スル如ク心得タルナリ」(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比十佐佐木高行日記』四、東京大学出版会、一九七三年)三六頁。
- (9) 『法令全書』明治元年、第九二。
- (10) 日本史籍協会編『広沢真臣日記』東京大学出版会、一九七三年、覆刻原本一九三一年、六三頁。
- (11) 日本史籍協会編『木戸孝允文書』八、東京大学出版会、一九七一年、覆刻原本一九三一年、二七頁。
- (12) 『広沢真臣日記』一三三頁。
- (13) 同前、一三九頁。
- (14) 「公文録」諸侯之部、毛利山口二。
- (15) 『広沢真臣日記』一四五頁。
- (16) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二、東京大学出版会、一九八三年、覆刻原本一九二七年、一四頁。
- (17) 『大久保利通文書』三、東京大学出版会、一九六七年、覆刻原本一九二八年、三一―三五頁。
- (18) 『大久保利通日記』二、一五頁。
- (19) 同前、一七頁。
- (20) 同前、一八頁。
- (21) この間の事情については、毛利敏彦『大久保利通』中公新書、一九六九年、一五三―一五四頁。
- (22)(23) 「版籍奉還の建白」(春畝公追頌会編『伊藤博文伝』上、原書房、一九七〇年、覆刻原本一九四三年、四一七頁)。
- (24) 「凱旋兵処置に関する建議」(『伊藤博文伝』上、四一一頁)。
- (25) 「国是綱目」(『伊藤博文伝』上、四二二頁)。
- (26) 『伊藤博文伝』上、四四二―四四四頁。
- (27) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』一、東京大学出版会、一九八五年、覆刻原本一九三二年、五六頁。
- (28) 「太政官日誌」明治二年第九号(石井良助編『太政官日誌』第三卷、東京堂出版、一九八〇年、五二頁)。

- (29) この四藩主上表およびそれに続く諸侯の版籍奉還願いの意図については、浅井清『明治維新と郡県思想』巖南堂書店、一九三九年、一六六一―一六七頁。遠山茂樹「版籍奉還の一考察」（伊東多三郎編『国民生活史研究』1生活と政治、吉川弘文館、一九五七年）二九八―二九九頁。下山三郎「近代天皇制研究序説」七（『東京経大会誌』第六七号）七九頁。大久保利謙「版籍奉還の実施過程と華士族の生成」（『明治維新の政治過程・大久保利謙歴史著作集一』吉川弘文館、一九八六年）一三〇―一三一頁。
- (30) 『改訂肥後藩国事史料』巻九、国書刊行会、一九七四年、七九五頁。
- (31) 同前、巻九、六九五頁。
- (32) 「公議所日誌」第十二（明治文化研究会編『明治文化全集』第一巻（憲政編）、日本評論社、一九二八年、一九六七年第三版）六三―六九頁。
- (33) 『大久保利通文書』三、一九七頁。
- (34) 「岩倉家蔵書類」二六六（国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視文書」）。なお「版籍返上ノ事」には半紙を用いて加朱したものと、それを野紙に清書したと思われるものがある。引用には後者をもちいた。
- (35) 『岩倉公実記』中巻、七二八―七三〇頁。網文には「列藩版籍奉還ノ処分ニ付具視意見ヲ奏上スル事」とあるが、実際は岩倉の名で奏上した確定案である。大久保前掲論文、一四一頁参照。
- (36) 下山前掲論文七、九一頁。
- (37) 『改訂肥後藩国事史料』巻九、八九八頁。
- (38)(39) 同前、巻一〇、国書刊行会、一九七四年、一三頁。
- (40) 同前、巻一〇、三二頁。
- (41) 『法令全書』明治二年、第五八五。
- (42) 同前、明治二年、第六二二。
- (43) 朝倉治彦編『明治初期官員録・職員録集成』第二巻、柏書房、一九八一年参照。

結論と展望

明治政府は、「雄藩連合政権」として成立したが、すでにその生誕時から決定的に重要な部分を藩士層の政治手腕に頼らざるを得なかった。当初、藩士出身の参与は藩士の推挙により中央政府の下院に出仕するものとされた。しかしその後、中央政府の意向に基づく人材登用の制度として徴士制が定められ、彼らは徴士となった。統治機構が整備されるとともに、徴士は朝廷の権威によって総裁の下に統括されるようになる。やがて官等、位階が定められ、彼らは能力本位に登用された朝廷の官吏集団の様相を呈してくる。

しかし、徴士は新政府内においてどのような要職に就いていたとしても、また、たとえ朝臣に準ずると規定されていたにしても、藩権力から自由な存在ではなかった。なぜなら身分はあくまで諸侯の家臣であり、中央政府には期限付で出仕していたにすぎないからである。しかも当然ながら藩士の任用は、藩を媒介にしてなされていた。つまり封建的な主従関係が存続する限り、強力な統一国家機構を担う官僚制は完成しないのである。ここに徴士制の限界があった。

この問題が解決されたのは、明治二年六月の版籍奉還によってである。明治政府は、諸藩の割拠体制が列強諸国に對抗する統治機構の形成を妨げると認識し、版籍奉還を断行した。形式上は諸藩の意思に基づくもので、また知藩事には旧藩主を任命するという巧妙な領有権の接収であった。藩主の知藩事任命は一見妥協的でありながら、封建的な君臣関係は制度上廃止されたのである。したがってこれ以後は官吏任用の際にも、自律的な中間媒体であった藩権力は排除され、また翌七月には初めて身分的制限を撤廃した中央官制が成立したのである。

ところで、すべての徴士が後に明治憲法体制下での天皇制官僚となったわけではない。政体書体制下で排除された公議政体派の徴士を別にしても、統一国家の形成を担った徴士の中から士族反乱あるいは自由民権運動の指導者が出てくるのである。こうした事実の理解には、徴士制廃止以後における「維新官僚」の性格分析が必要であろう。